

21 . 工事現場における標示施設等の 設置基準

工事現場における標示施設等の設置基準

周辺住民や道路等の公共施設利用者に対し工事に関する情報をわかりやすく提供するため、工事現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

(工事の標示)

1. 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を表示する表示板を工事区間の起終点に設置するものとする。
ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。
なお、標示板の設置にあたっては、別紙様式1を参考とするものとする。
 - (1) 工事内容
工事の内容、目的等を表示するものとする。
 - (2) 工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。
 - (3) 工事種別
工事種別（舗装修繕工事等）を表示するものとする。
 - (4) 施工業者
施工業者（現場代理人名とも）及びその連絡先を表示するものとする。
 - (5) 施工主体
施工主体及びその連絡先を表示するものとする。

(防護施設等の設置)

2. 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

(迂回路の標示)

3. 工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を表示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

(色彩)

4. 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

(管理)

5. 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

114cm

ご迷惑をおかけします

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
なおしています

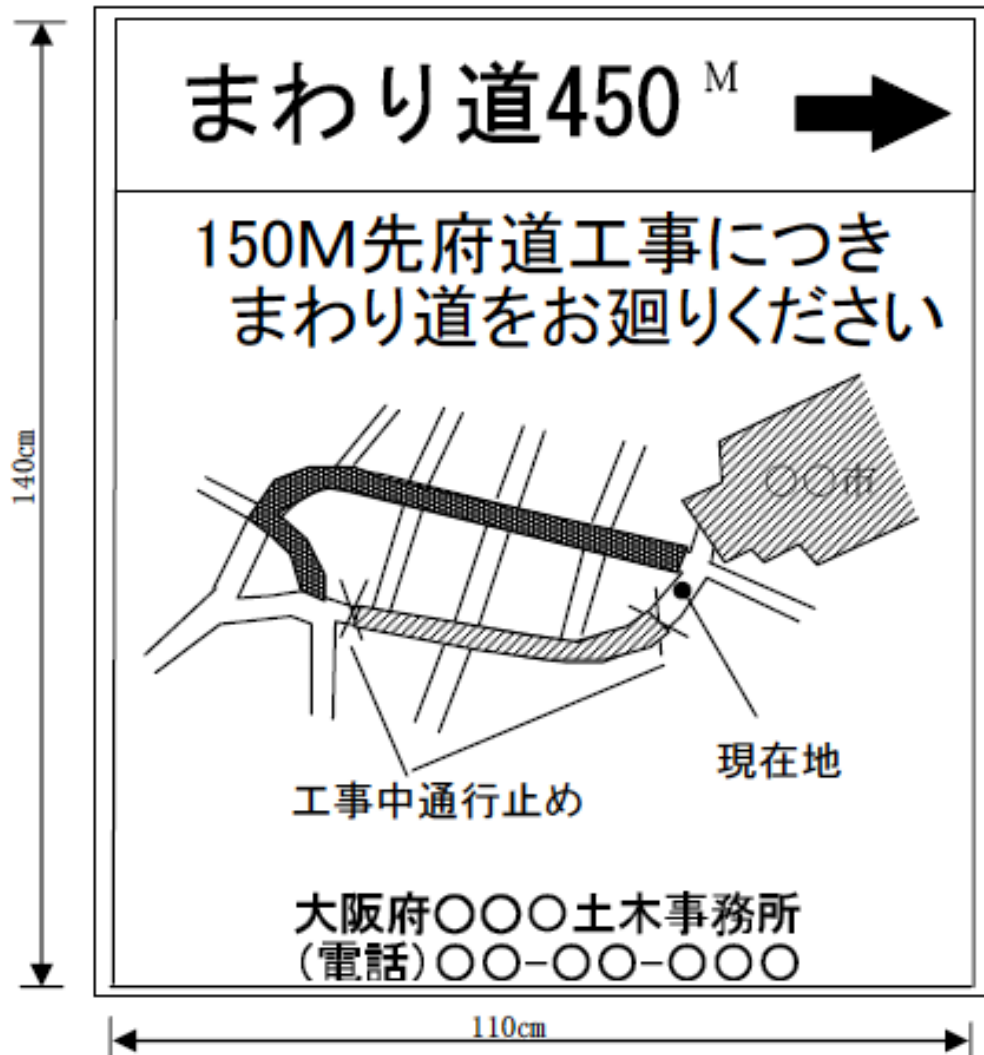
平成○年○月○日まで
時間帯 21:00~6:00

舗装修繕工事

施 工 ○○建設(株)
現場代理人 ○○ ○○
電話 ○○-○○○○-○○○○

大阪府○○事務所○○課○○グループ
電話 ○○-○○○○-○○○○

140cm



別表備考

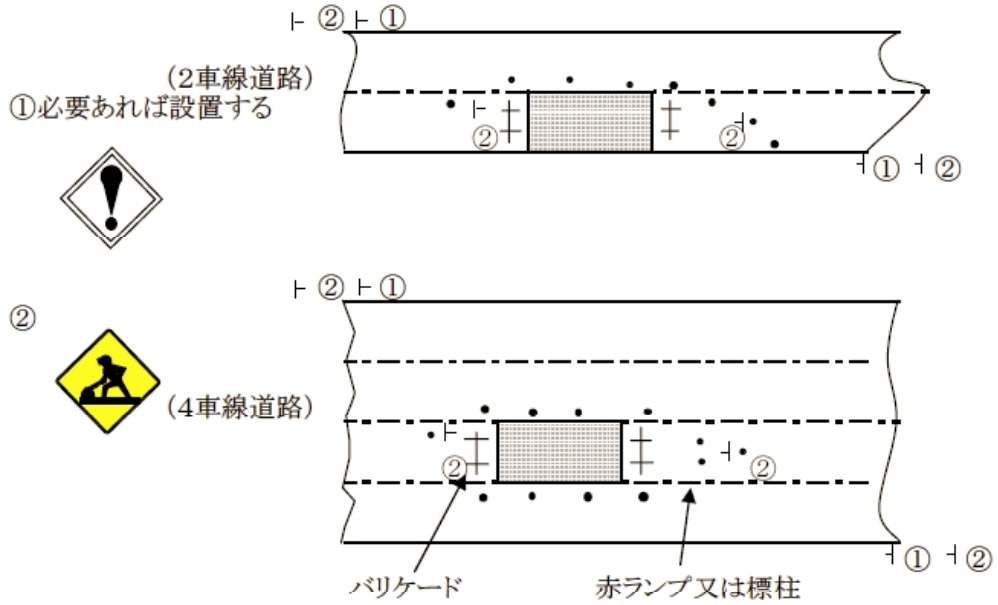
一 様式 1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「 をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5cmとする。

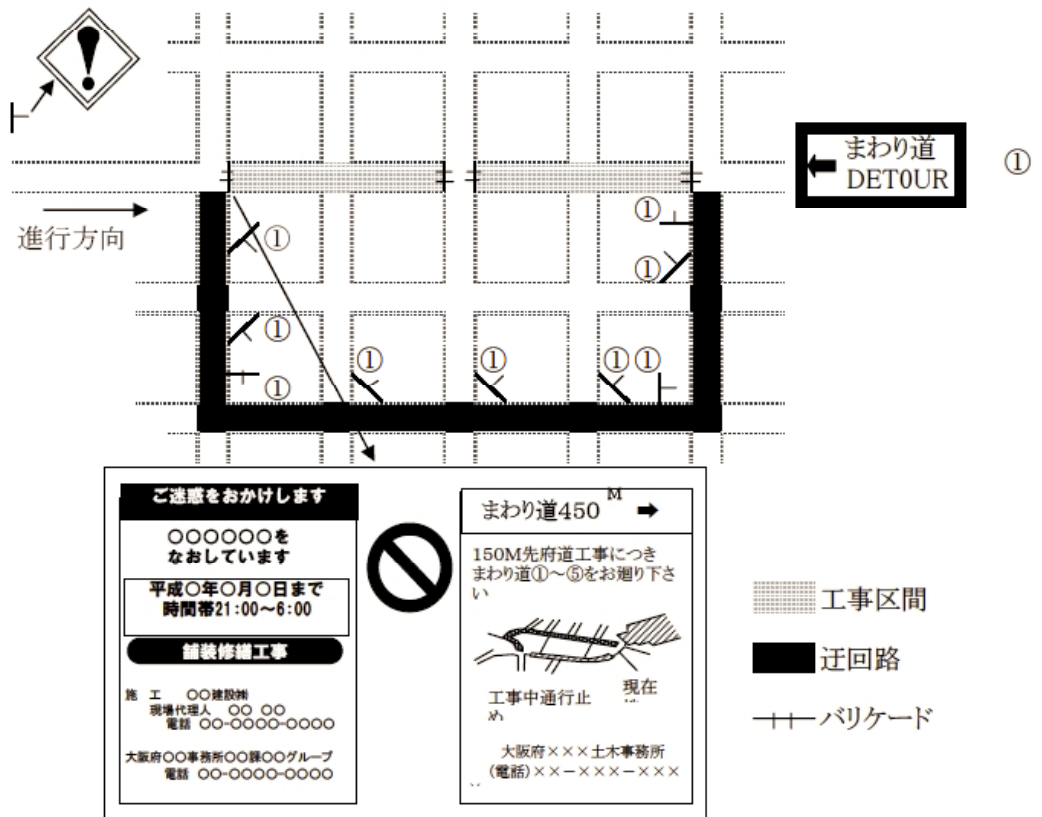
二 様式 2

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cmとする。

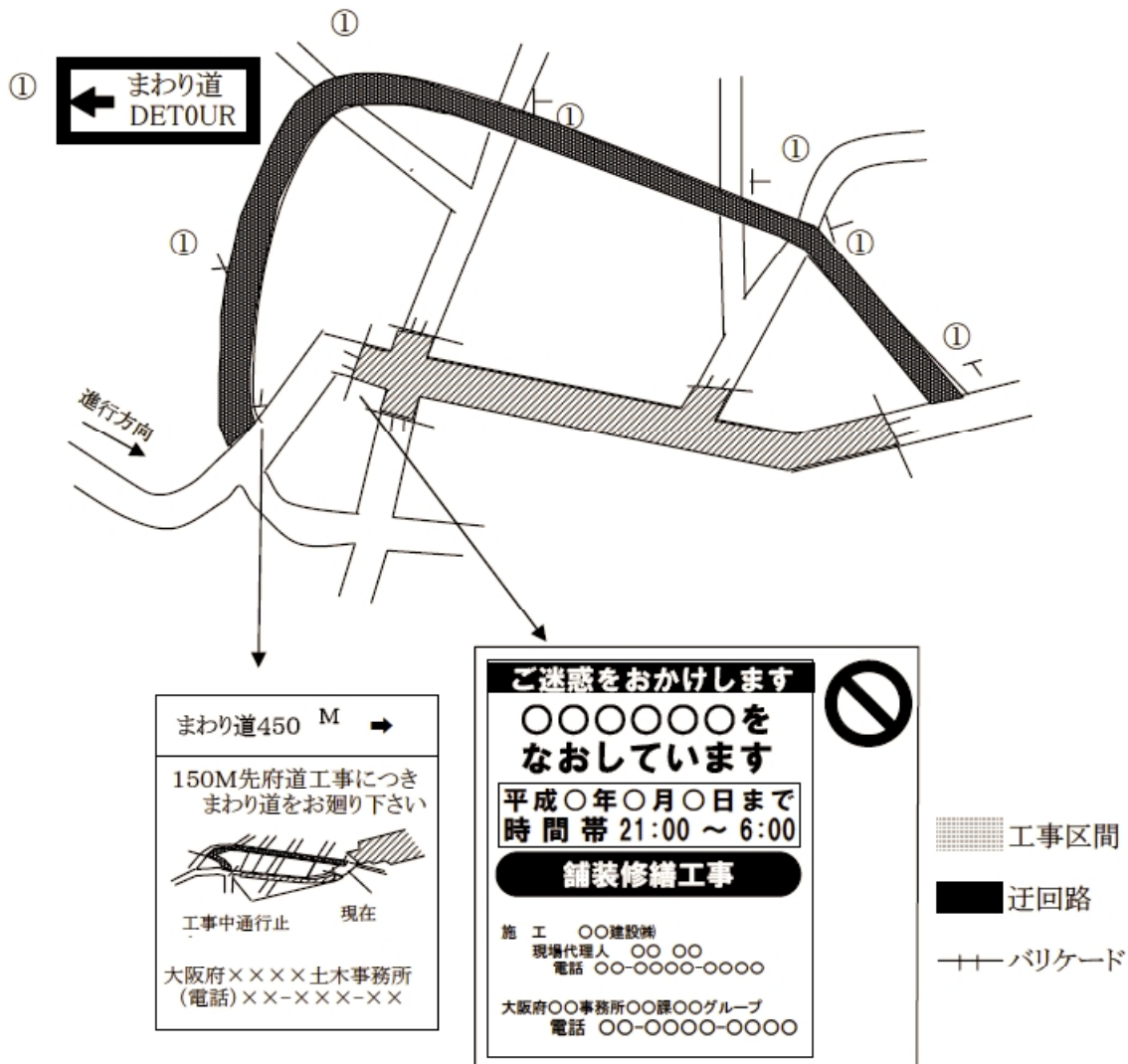
参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の表示例



参考(2) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)
 (進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考（４）設置方法の例

